

遊漁船の安全運航の徹底を！

～和歌山県沖遊漁船死亡事故続発～

海中転落 平成23年4月5日 紀伊日ノ御埼沖 **船長・釣客1名死亡**



【事故発生状況】

遊漁船(釣客3名乗船)は釣り場に投錨後、船長がアンカーロープを係止作業中、誤ってアンカーロープを足に絡め、船外に引っ張られ、これを救助しようとした釣客とともに海中転落、溺死した。**船長及び海中転落した釣客は、救命胴衣未着用。**

【再発防止策】

- 1 **海上模様を考慮した安全運航、出航中止**
- 2 **投錨作業時の安全確保(ロープが身体に絡まないよう細心の注意。絡んだ場合に備えロープ切断用ナイフ等の準備等)**
- 3 **救命胴衣着用の厳守**

転覆 平成23年2月22日 東牟婁郡和深沖 **船長死亡**



【事故発生状況】

遊漁船(釣客6名乗船)は和歌山地方気象台から波浪注意報、神戸海洋気象台から四国沖北部に海上風警報が発表され海上荒天が予想される状況の中、釣客を磯場へ降ろそうと磯に接近中、後方から高波を受け転覆、乗船者全員が海に投げ出され、乗客は漁船等により救助されたが、船長は外傷性ショックにより死亡した。**船長及び乗客全員、救命胴衣を着用。**

【再発防止策】

- 1 **気象・海象情報を的確に入手し、早期に危険回避**
- 2 **出航中止基準、帰港基準の遵守**
- 3 **海域の危険性を十分に把握し、安全操船(突発的な大波に注意)**
- 4 **磯場への接近中も前後左右の見張りを厳重に**

遊漁船業務規程の厳守を！！

「万全ですか？」利用者の安全確保!

船長は、船に関する全責任を持ち、利用者の命を預かっています。自身や利用者が事故に巻き込まれる可能性を考えて常に準備を行い、**業務規程を厳守**して常に安全な運航の心掛けをお願いします。

☆業務規程違反者に対する措置

- ・**救命胴衣未着用、出航中止・帰港基準の不遵守、気象・海象情報収集の不遵守**等の業務規程違反が認められたときは、当該業者に対して**業務停止**等の**処分**を行います。
- ・利用者の安全を確保する上で問題がある場合は、**遊漁船業者の登録を取消**す場合もあります。

問合せ先

和歌山県農林水産部	
水産局資源管理課	TEL 073-441-3013
和歌山県海草振興局	TEL 073-441-3385
和歌山県有田振興局	TEL 0737-64-1286
和歌山県日高振興局	TEL 0738-24-2946
和歌山県西牟婁振興局	TEL 0739-26-7947
和歌山県東牟婁振興局	TEL 0735-21-9604
和歌山海上保安部	TEL 073-402-5852
田辺海上保安部	TEL 0739-22-2001
海南海上保安署	TEL 073-492-0134
串本海上保安署	TEL 0735-62-0226